

兵庫県公報

令和元年6月26日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	1
○ 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（健康増進課）	2
○ 大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課）	3
○ ため池の保全等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（農地整備課）	3

公布された法令のあらまし

●選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、都道府県選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を引き上げることとした。

●使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第4号）

次に掲げる条例に定める手数料の金額を改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 警察手数料徴収条例

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

健康増進法の一部改正により、保健所を設置する市の区域において、当該市の長は多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができることとされること等を踏まえ、受動喫煙の防止等に関する条例に基づく施設管理者に対する指導又は助言等に関する事務を当該市が処理することとし、所要の整備を行うこととした。

●大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

工業標準化法の一部改正により、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●ため池の保全等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

県内に所在する全てのため池の適正な管理及び機能の保全が行われ、その決壊による水害等から県民の生命及び財産を保護するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（以下「法」という。）による措置の対象外となるため池に対しても、条例により法と同等の措置を講じることとするとともに、法及び条例が現地の実情に即して施行されるよう、法及び条例の事務の一部を各市町が処理する事務として規定する等、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 ため池の保全等に関する条例
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表中「10,600円」を「10,800円」に、「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第4号

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の部(9)の款中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表7の部(11)の款中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表8の部(1)の款中「19,200円」を「19,300円」に改め、同部(2)の款中「17,700円」を「17,900円」に改め、同表9の部業務管理者試験手数料の款中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表10の部(1)の款中「20,600円」を「20,700円」に改め、同表12の部(14)の款中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同部(15)の款中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表21の部(1)の款中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同部(2)の款中「2,600円」を「2,700円」に改め、同部(3)の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表24の部(20)の款中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表26の部(4)の款中「製版」を「プリプレス」に、「17,900円」を「18,200円」に、「14,900円」を「15,100円」に、「13,100円」を「13,300円」に改める。

別表第4の22の部(1)の款中「19,200円」を「19,300円」に改める。

（警察手数料徴収条例の一部改正）

第2条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(19)の款中「8,600円」を「8,700円」に改め、同部(20)の款及び(21)の款中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表6の部(2)の款中「6,800円」を「6,900円」に改め、同部(3)の2の款中「12,300円」を「12,700円」に改め、同部(13)の款中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表10の部(15)の款中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表83の部を同表82の3の部とし、同部の次に次のように加える。

83 受動喫煙の防止等に関する条例に基づく事務

事務	市町
<p>受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下この部において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第17条の規定による指導及び助言に関する事務</p> <p>(2) 条例第18条第1項又は第2項の規定による勧告に関する事務</p> <p>(3) 条例第18条第3項の規定による公表に関する事務</p> <p>(4) 条例第18条第4項又は第5項の規定による命令に関する事務</p> <p>(5) 条例第21条第1項の規定による報告等の徴収並びに立入検査及び質問に関する事務</p>	<p>神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市</p>

第2条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則の表83の部(1)中「第17条」を「第15条」に改め、同部(2)中「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、同部(3)中「第18条第3項」を「第16条第3項」に改め、同部(4)中「第18条第4項」を「第16条第4項」に改め、「第5項」の右に「(受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号。以下この部において「改正条例」という。）附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同部(5)中「第21条第1項」の右に「(改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表83の部の左欄に掲げる事務に係る受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）の規定により知事がした処分その他の行為で現に効力を有するものは、施行日以後における同条例の適用については、同部の右欄に掲げる市の長がした処分その他の行為とみなす。



大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例（昭和48年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「あつて」を「あつて」に改める。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に、「1及び」を「1の項及び」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。



ため池の保全等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第7号

ため池の保全等に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(ため池の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 ため池等の管理（第8条—第18条）」

を

「第2章 ため池等の管理

第1節 ため池等の適正な管理等（第8条—第16条）

第2節 特定ため池の指定等（第17条—第20条）

第3節 報告徴収及び立入調査等（第21条・第22条）」

に、「第19条」を「第23条」に、「第21条」を「第25条」に、「第22条」を「第26条」に、「第24条」を「第29条」に、「第25条・第26条」を「第30条—第32条」に改める。

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 管理者 ため池等について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

(6) 所有者等 ため池等の所有者又は管理者をいう。

第3条、第4条第2項、第5条第2項、第6条（見出しを含む。）及び第7条中「管理者」を「所有者等」に改める。

第2章中第8条の前に次の節名を付する。

第1節 ため池等の適正な管理等

第8条第1項及び第2項中「管理者」を「所有者等」に改め、同条第3項中「市町の長は」の右に「、ため池の構造又は管理に関し専門的知識を有する法人その他の団体と連携し」を加え、「管理者」を「所有者等」に、「通知する」を「通知し、必要な指導又は助言を行うようにする」に改め、同条第4項及び第5項中「管理者」を「所有者等」に改める。

第9条第1項及び第2項中「管理者」を「所有者等」に改める。

第13条を削る。

第12条の見出し中「管理者」を「ため池の設置」に改め、同条第1項中「管理者は、特定ため池を設置した場合又は管理しているため池が特定ため池に該当することとなった場合」を「ため池を設置しようとする者（第11条第1項の許可を受けなければならない者を除く。）」に、「遅滞なく、次に」を「当該ため池の設置に係る工事に着手する日の30日前までに、同条第2項各号に」に改め、同項各号を削る。

第12条第2項中「管理者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは」を「前項の規定による届出をして設置されたため池の所有者は、当該ため池に係る第11条第2項第2号から第6号までに掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該ため池を廃止したときも、同様とする。

第12条を第13条とする。

第11条第2号中「特定ため池工事設計書」を「ため池工事設計書」に、「実施した」を「施行した」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出しを「（ため池の設置の許可）」に改め、同条第1項中「特定ため池」を「ため池」に改め、「者は」の右に「、当該ため池が決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める要件に該当するときは」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の施行としてため池を設置する場合は、この限りでない。

第10条第2項各号を次のように改める。

(1) ため池を設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人。第31条を除き、以下同じ。）の氏名

(2) ため池の所在地及び名称

(3) ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(5) ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積

(6) その他ため池の管理に関し規則で定める事項

第10条第3項中「特定ため池の」を「ため池の」に、「特定ため池工事設計書」を「ため池工事設計書」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 知事は、第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係るため池がため池の決壊による水害その他の災害を防止するための技術的基準として知事が別に定めるものに適合すると認めるときは、同項の許可をすることができる。この場合において、知事は、当該許可にため池の決壊による水害その他の災害を防止するために必要な条件を付することができる。

第10条に次の1項を加える。

6 第1項の許可を受けて設置されたため池の所有者は、当該ため池に係る第2項第2号から第6号までに掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該ため池を廃止したときも、同様とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(県の技術的援助)

第10条 県は、市町の長が行う第8条第3項の規定によるため池の点検及び所有者等に対する指導又は助言並びに前条第3項の規定による措置が継続的に実施されるよう、市町に対し、必要な技術的援助を行うものとする。

第14条を次のように改める。

(既存ため池の届出)

第14条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号。以下「法」という。)の施行の際現に存するため池(国又は地方公共団体(財産区を除く。以下「国等」という。)が管理するため池を除く。以下「既存ため池」という。)の所有者等は、規則で定めるところにより、法の施行の日から起算して6月を経過する日までに、当該既存ため池に係る第11条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 既存ため池の所有者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該ため池を廃止したときも、同様とする。

3 知事は、その区域内において第1項の規定による届出がされていない既存ため池があることを知ったときは、相当の期間を定めて、当該届出をすべき者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告するものとする。

4 市町の長は、その区域内において第1項の規定による届出がされていない既存ため池があることを知ったときは、遅滞なく、知事に対し、その旨を通知するようにするものとする。

第15条の見出し中「ため池附属施設」を「ため池構成施設」に改め、同条第1項中「ため池附属施設」を「ため池構成施設(堤体、洪水吐き、取水施設、護岸その他農業用水の供給又は災害の防止のための施設をいう。)」に改め、同条第2項中「管理者」を「所有者等」に改める。

第16条の見出し中「行為」を「洪水吐きの機能を妨げる行為」に改め、同条中「管理者」を「所有者等」に改める。

第26条を削る。

第25条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「20万円」を「50万円」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第11条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けないでため池の設置に係る工事に着手した者
- (2) 第12条、第16条第2項、第18条第4項又は第22条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条第1項又は第5項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、防災工事を施行した者
- (4) 第18条第3項の規定による命令に違反して、防災工事を施行した者
- (5) 第19条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けなければならない行為をした者
- (6) 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による測量若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (7) 第21条第5項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者

第25条を第30条とし、第4章中第24条を第29条とする。

第23条第1項中「特定ため池」を「ため池」に、「第10条及び第11条」を「第11条から第13条まで」に改め、

同条第2項を削り、同条第3項中「第2章又は前章」を「前2章」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第28条 法第8条第1項又はこの条例第19条第1項の許可を受けようとする者は、別表に定める手数料を納めなければならない。

第22条を第26条とする。

第21条(見出しを含む。)中「管理者」を「所有者等」に改め、第3章中同条を第25条とする。

第20条中「管理者」を「所有者等」に改め、同条を第24条とする。

第19条を第23条とする。

第18条第1項中「第17条第1項」を「前条第1項」に、「検査」を「測量若しくは調査」に、「管理者」を「所有者等」に改め、同条第3項中「管理者」を「所有者等」に改め、第2章中同条を第22条とする。

第17条の見出しを「(報告徴収及び立入調査)」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、災害の防止のため必要があるときは、その必要の限度において、所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該ため池等に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

第17条第3項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、「検査の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項中「当該職員」を「第1項又は第2項の規定により立ち入ろうとする者」に改め、「前項の規定により検査をするときは」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第2項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第17条第1項の次に次の2項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、第17条第1項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

第17条を第21条とし、第16条の次に次の1節及び節名を加える。

第2節 特定ため池の指定等

(特定ため池の指定)

第17条 知事は、ため池(次に掲げるため池を除く。第4項において同じ。)であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれが特にあるものとして規則で定める要件に該当するものを、特定ため池として指定することができる。

(1) 法第7条第1項の規定により特定農業用ため池に指定されたため池

(2) 国等が管理するため池

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

4 市町の長又は所有者等、ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該ため池が第1項に規定する要件に該当し、同項の規定による指定をする必要があると思料するときは、その旨を知事に申し出ることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定を解除する場合について準用する。

(防災工事の届出)

第18条 所有者等は、特定ため池の決壊を防止するために施行する工事(特定ため池を廃止するために施行する工事を含む。以下「防災工事」という。)を施行しようとするときは、規則で定めるところにより、防災工事に着手する日の30日前までに、当該防災工事に関する計画について知事に届け出なければならない。ただし、土地改良事業の施行として行う防災工事その他規則で定める防災工事を施行する場合は、この限りでない。

2 市町の長は、前項の規定による届出が円滑に行われるよう、当該所有者等に対し、必要な協力を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画が当該特定ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から30日以内

に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。

4 知事は、第1項の規定による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。

5 前条第1項の規定による指定の際現に特定ため池について防災工事を施行している所有者等は、当該指定のあった日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について知事に届け出なければならない。

(形状変更行為の制限)

第19条 特定ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定ため池の機能の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 土地改良事業の施行として行う場合
- (2) 前条第1項又は第5項の規定による届出に係る防災工事の施行として行う場合
- (3) 第22条第2項の規定による命令に係る措置として行う場合
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (5) 当該特定ため池の機能の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として規則で定めるものを行う場合

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が当該特定ため池の機能の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、国等が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

4 第17条第1項の規定による指定の際現に特定ため池について第1項の許可を受けなければならない行為をしている者は、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(住民に対する周知のための措置)

第20条 市町の長は、その区域内に存する特定ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする。

第3節 報告徴収及び立入調査等

本則に次の2条を加える。

(両罰規定)

第31条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条第6項、第13条第2項又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して、同項の届出をしないでため池の設置に係る工事に着手した者
- (3) 第14条第1項の規定による届出について正当な理由がなく同条第3項の規定による催告に係る期間内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則の次に次の別表を加える。

別表（第28条関係）

名称	事務の区分		金額
(1) 制限行為許可申請手数料	法第8条第1項又はこの条例第19条第1項の規定に基づく特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすお	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル未満の場合	2,500円

	そのある行為又は特定ため池の機能の保全に影響を及ぼすおそれのある行為（これらの行為のうち、農業のために行うもの及びため池の有する多面的機能の発揮の促進のために行うものを除く。以下この表において「制限行為」という。）の許可の申請に対する審査	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル以上500平方メートル未満の場合	3,900円
		制限行為に係る区域の面積が500平方メートル以上の場合	5,700円
(2) 制限行為変更許可申請手数料	法第8条第1項又はこの条例第19条第1項の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、1,500円（新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更にあつては、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額）	

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表67の8の部の次に次のように加える。

67の9 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく事務

事務	市町
農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項若しくは第2項又は附則第2条第1項若しくは第2項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第4条第3項の規定によるデータベースの整備に関する事務（国又は県が管理する農業用ため池に係るものを除く。） (3) 法第6条の規定による勧告に関する事務（法第7条第1項の規定により指定した特定農業用ため池及びため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により指定した特定ため池（以下「特定農業用ため池等」と総称する。）に係るものを除く。） (4) 法第9条第1項又は第3項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務 (5) 法第18条第1項の規定による報告の徴収並びに測量及び調査に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。） (6) 法附則第2条第3項の規定による催告に関する事務	各市町

本則の表83の2の部を同表83の3の部とし、同表83の部の次に次のように加える。

83の2 ため池の保全等に関する条例に基づく事務

事務	市町
ため池の保全等に関する条例（以下この部において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第11条第6項、第13条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若し	各市町

<p>くは第 2 項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 条例第14条第 3 項の規定による催告に関する事務</p> <p>(3) 条例第16条第 2 項の規定による命令に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p> <p>(4) 条例第16条第 3 項の規定による届出の受理に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p> <p>(5) 条例第18条第 1 項又は第 5 項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務</p> <p>(6) 条例第21条第 1 項の規定による報告の徴収並びに測量及び調査に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p> <p>(7) 条例第22条第 1 項の規定による勧告に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p> <p>(8) 条例第22条第 2 項の規定による命令に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p> <p>(9) 条例第22条第 3 項の規定による届出の受理に関する事務（特定農業用ため池等に係るものを除く。）</p>	
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前のため池の保全等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第 1 項の規定による許可を受けている者は、第 1 条の規定による改正後のため池の保全等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第 1 項の規定による許可を受けている者とみなす。
- 3 改正前の条例第 2 条第 6 号に規定する特定ため池に該当するため池（次に掲げるため池を除く。）については、改正前の条例第13条及び第14条の規定は、令和 2 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。
 - (1) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第 7 条第 1 項の規定により特定農業用ため池に指定されたため池
 - (2) 改正後の条例第17条第 1 項の規定により特定ため池に指定されたため池
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日前に第 2 条の規定による改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。